

姫路市教育委員会会議録（令和5年11月）

○ 日 時 令和5年11月16日（木）午後1時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後1時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第26号 令和6年度歳入歳出予算要求について

議案第27号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 姫路科学館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

日程第4 報告

1 自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定に係る専決処分について

2 いじめ重大事態の対応状況について

3 令和4年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

4 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）平田教育次長、村田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、太田総合教育センター所長兼育成支援課長、干谷城内図書館館長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健康教育課長、加野健康教育課長補佐、松本人権教育課長、西川教育研修課長、妹尾生涯学習課長、中川姫路科学館長、増田城郭研究室長、大谷埋蔵文化財センター館長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括での説明、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括での説明についてですが、議案第27号及び報告事項の4は関連がありますので、一括で説明したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第27号及び報告事項の4は、一括で説明します。

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第26号は、予算要求に関する審議であり、報告事項の1及び2についても会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当し、議案第27号～第30号は、同条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の4は議案第27号に関連するためそれに準じ、議案第31号は同条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

- また、議案第27号～第30号、報告事項の1及び4の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後

に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 26 号～第 31 号、報告事項の 1、2 及び 4 は、非公開と決定します。

また、議案第 27 号～第 30 号、報告事項の 1 及び 4 の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
報告事項の 3 令和 4 年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の 3 について説明)

本資料は、10 月 4 日に公表された、文部科学省の「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をもとに、小、中、高等学校の暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数、いじめ解消状況及び公立高等学校中途退学者数の市・県・国の集計をまとめたものでございます。

まず、1 つ目の暴力行為の発生件数につきましては、小学校で 1 件、中学校で 16 件、高等学校で 0 件となっております。本市においては、対教師暴力や生徒間暴力等の暴力行為は国・県に比べてかなり低い数値となっております。これは、本市が継続的に取り組んできた、児童生徒の健全な自尊心を育むライフスキル教育の成果が表れていると思われまます。また、本市の児童・生徒の傾向として、暴力行為やいじめといった反社会的な行動に出るよりも、不登校等、非社会的な行動に出る傾向があると考えられます。

次に不登校児童生徒数についてでございますが、まず不登校とは「病気」「経済的理由」「感染回避」などを除いて年間 30 日以上登校していない状況にある者をいいます。不登校児童生徒数は、本市においては、小学校では令和 3 年度の 449 人から令和 4 年度は 631 人と 182 人の増加、また、中学校では令和 3 年度の 979 人から令和 4 年度は 1,080 人と 101 人の増加で、小・中ともに過去最多となっております。高等学校では、令和 3 年度の 8 人から令和 4 年度は 10 人と 2 人の増加となっております。小・中学校・高等学校において不登校児童生徒数が増加した背景としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、少しでも体調不良がある場合も欠席することを余儀なくされた状況が続いたことで、令和 4 年度も引き続き学校を欠席することへのハードルが下がったことや、「コロナ禍」で子供の生活リズムが乱れやすい状況が続いたことなどが要因であると思われまます。また、児童生徒同士の接触の機会が制限されたことによるコミュニケ

ーション力や人間関係構築力の低下も原因の一つであると考えます。さらに、教育機会確保法や、令和元年10月25日文科科学省発出の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により、不登校の時期が、児童生徒によっては休養や自分を見つめ直す期間となりうるという前向きな捉え方が周知されたことも、不登校児童生徒数が増えた要因の一つであると考えます。なお、出席した日数が0日の児童生徒数は、小学校で18人、中学校で60人、高等学校では0人となっております。不登校の主たる要因として、小学校においては「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ・あそび・非行」「親子の関わり方」、が多くなっております。中学校においては、小学校と同様に「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ・あそび・非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっております。高等学校は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「学業の不振」と「無気力・不安」が多くなっております。本市におきましては、引き続き子供たちに寄り添いながら、児童生徒が不登校にならない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、オンライン面談などICT等を効果的に活用して、不登校児童生徒への個別支援をさらに充実させていく必要があると考えております。また、欠席が増えはじめ、不登校の兆候が見え出した児童生徒に対しましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、適切なアセスメントに基づき、早期対応に努めてまいります。さらに、今年度より、姫路市不登校対策連絡協議会を設置し、8月17日（木）に第1回連絡協議会を開催し、管内の不登校の現状把握等に基づき、多様な背景を抱えている児童生徒への個別支援の在り方や取組等に関する協議・検討、情報共有を行うとともに、協議内容をまとめたリーフレットを各学校に配布し、不登校支援の充実に努めております。

次に、小・中学校のいじめの認知件数につきましては、国及び県と同様に増加の傾向を示しております。小・中学校校長会や生徒指導担当者会等において、いじめの定義の周知を図り、積極的認知が進んだことや、新型コロナウイルスをめぐる行動制限の緩和に伴い、部活動や学校行事等が再開されて、子供同士の交流の機会が増えたことなどが影響したと考えられます。いじめの態様としましては、小学校では、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっており、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、などとなっております。中学校では、小学校と同様に「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多くなっており、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」などとなっております。高等学校では、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっており、次いで「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」となっております。本市の小学校におけるいじめ認知件数が、国や県と比較して低い理由としまして、本市の児童の傾向として、暴力行為やいじめといった反社会的な行動に出るよりも、不登校等、非社会

的な行動に出ることが多いことが考えられます。また、学校がいじめと認知せずに児童間のトラブルと判断していることも要因であると考えられます。中学校においては、1,000人あたりのいじめ認知件数は国、県と比較して高くなっており、いじめの定義に基づいた積極的認知が進んでいると考えられます。教職員がいじめなどの兆候を適切に把握し、解決に向けて迅速に対応していくため、今後も法律上のいじめの定義についての周知を図り、校内いじめ対応委員会による更なる積極的認知を呼びかけていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実やチーム学校による組織的対応を図っていくよう、引き続き各学校に指導を徹底してまいります。なお、いじめの解消状況につきましては、本市は、国、県と比較して低い値になっておりますが、決して解消していない状態で放置しているわけではありません。単に謝罪をもって解消とせず、いじめの加害行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続しており、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等により確認されている等の要件を満たしていることが必要とされており、本市においても安易に解消とせず、継続的に丁寧な見守りを重視するよう、学校に徹底しております。

最後に市立高校の中退者は14人と令和3年度から6人の増加となっております。中途退学の理由としましては、別の高校への入学を希望したり、高卒程度認定試験受験を希望したりしたことによる「進路変更」や、「学校生活や学業への不適應」となっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

不登校やいじめが増えていますが、学校の偏り等がありますか。

(答)

学校の偏りはあります。いじめに関しましては、小さいこともいじめと捉えて積極的に認知件数を計上している学校もあれば、0件の学校もあります。

(問)

この1年間の増え方において偏りがありますか。

(答)

増え方において偏りはありません。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、

議案第 27 号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

及び

報告事項の 4 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第 27 号及び報告事項の 4 について説明)

「姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例について」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長へ意見の申し出をしようとするものでございます。

「1 改正の理由」といたしましては、全庁的な使用料の見直しに伴い、野外活動センターの使用料について、施設の運営コストに対する利用者の負担割合という視点で料金を見直し、所要の改正を行うものでございます。

「2 改正の概要」といたしましては、別表第 1 項の藤ノ木山野外活動センターの体育室の使用料を増額改定するものでございます。

「3 施行期日」は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。ただし、施行日前にされた申請に係る使用料については、改正前の金額となります。

続きまして、報告事項の 4 「姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

「1 改正の理由」といたしましては、字句の訂正及び、先程御説明いたしました条例改正に伴い、関連規則である姫路市立野外活動センター条例施行規則においても、条例と同様に、施設の運営コストに対する利用者の負担割合という視点で料金を見直すものでございます。

「2 改正の概要」は、第 7 条中の字句の訂正及び、藤ノ木山野外活動センターの料金表に定めのない時間帯の使用料について、体育室の 1 時間当たりの使用料を増額改定するものでございます。

「3 施行期日」は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。ただし、施行日前にされた申請に係る使用料については、改正前の金額となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

令和 6 年 4 月 1 日から施行されますが、決定がかなり前になり事前告知を行えると思います。その場合、決定後の予約であっても施行前であれば改定前の金額になるのは、通常であればおかしいと思いますが、他の施設も同じやり方ですか。

(答)

市のこれまでの使用料の改正につきましては、議決後周知は行いますが、施行前の予約であれば改定前の金額としております。

(問)

教育委員会に限らず、市の他の部局における使用料の改定も同じですか。

- (答) 施行前の予約であれば、改定前の金額とするのが一般的です。
- (意見) 市の慣習であれば仕方ありませんが、どこかで見直しをされた方がいいと思います。
- (答) 全庁的なことでありますが、参考にさせていただきます。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 27 号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 27 号は、原案のとおり可決しました。
また、報告事項の 4 についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 28 号 姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (生涯学習課長 議案第 28 号について説明)
「姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例について」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長へ意見の申し出をしようとするものでございます。
「1 改正の理由」といたしましては、全庁的な使用料の見直しに伴い、青少年センターの使用料について、施設の運営コストに対する利用者の負担割合という視点で料金を見直し、所要の改正を行うものでございます。
「2 改正の概要」といたしましては、別表の創作活動ルームの使用料を増額改定するものでございます。
「3 施行期日」は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。ただし、施行日前にされた申請に係る使用料については、改正前の金額となります。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 28 号 姫路市青少年センター条例の一部を改正する条例の制定について

て

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 29 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 29 号 姫路科学館条例の一部を改正する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (姫路科学館長 議案第 29 号について説明)
姫路科学館条例の一部改正に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見の申し出をしようとするものでございます。
改正の理由といたしましては、本年度の使用料・手数料等についての実態調査により算出しました額に基づいて、持続可能な財政運営と負担の公平の見地から姫路科学館の観覧料及び特別展示室使用料を見直そうとするものです。
改正の内容といたしましては、常設展示観覧料及びプラネタリウム観覧料において、一般個人の料金を 520 円から 600 円に、20 人以上の団体の料金を 410 円から 480 円に引き上げいたします。また、特別展示室の使用料において、1 日を 7,330 円から 8,030 円に、午前を 3,160 円から 3,440 円に、午後を 4,170 円から 4,590 円に引き上げいたします。
施行期日として令和 6 年 4 月 1 日を予定しており、経過措置として施行日より前にされた申請に基づく特別展示室使用料については、なお従前の例によるものといたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

団体予約の場合、当日に人数が変更になる可能性はありませんか。

(答)

来館について事前予約は行っておらず、従前の例によるのは特別展示使用室の使用料のみになり、個人の観覧料については、来館日の実費精算になります。

(問)

プラネタリウムの改修はいつからになりますか。

(答)

来年の 12 月からの予定になります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 29 号 姫路科学館条例の一部を改正する条例の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 29 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 30 号 姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (城内図書館長 議案第 30 号について説明)
姫路市立図書館併設ホール条例の一部改正に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見の申し出をしようとするものでございます。
改正の理由といたしましては、近年の物価高騰や運営コストに対する利用者の負担割合という視点により、姫路市立図書館飾磨分館、網干分館、広畑分館のホールの基本使用料について改定するものでございます。
改正の内容といたしましては、当該 3 分館のホールの基本使用料について、運営コストをもとに算出した必要単価に受益者負担率を乗じたものを使用料とする増額改定を行うものです。
施行期日として令和 6 年 4 月 1 日を予定しており、経過措置として施行日より前にされた申請に基づく使用料については、なお従前の例によるものといたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 30 号 姫路市立図書館併設ホール条例の一部を改正する条例の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 30 号は、原案のとおり可決しました。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、
報告事項の1 自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定に係る専決処分について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課長 報告事項の1について説明)
本件につきましては、砥堀小学校において発生した自動車損傷事故につきまして、市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定のに基づき、専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。
それでは、事故の概要について御説明いたします。本件事故は、令和5年1月24日16時30分頃、砥堀小学校内に設置されていた物置の屋根材が、風により飛散し、学校に隣接する住宅に駐車していた普通乗用自動車に接触し、損害を与えたものでございます。この物置は木枠の骨組みにプラスチック製の波板を屋根・壁共に張り付けた手作りの建物であり、全体的に劣化が進んでいたことから、学校において取り壊しを検討していたところ、今回の事故が発生してしまったものでございます。
示談の内容といたしましては、姫路市側の過失割合を10割とし、相手方に車両修理費及び修理期間の代車費用として482,867円を支払い、これ以外の債権債務がないことを確認するとの内容で、この損害賠償金につきましては本市の加入する学校災害賠償補償保険から支払済みでございます。なお、この物置の撤去及び全学校園への点検の周知は既に完了しております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会ですが、12月14日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思っております。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、12月14日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、12月14日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時3分)